

定例教育委員会

議

案

議案第 28 号

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について、次のとおり承認を
求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会行政組織規則（平成19年坂井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表国体推進課の項を削る。

別表第1（第5条関係）国体推進課の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

坂井市教育委員会行政組織規則(平成19年坂井市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																																		
<p>○坂井市教育委員会行政組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月26日 教育委員会規則第2号</p> <p>（本庁に置く課等）</p>	<p>○坂井市教育委員会行政組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月26日 教育委員会規則第2号</p> <p>（本庁に置く課等）</p>																																		
<p>第4条 本庁に、次に掲げる課、室及び係を置く。</p>	<p>第4条 本庁に、次に掲げる課、室及び係を置く。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育総務課</td> <td>総務係</td> </tr> <tr> <td>管理係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>庶務係 指導係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生涯学習スポーツ課</td> <td>社会教育係</td> </tr> <tr> <td>青少年育成係</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進係</td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td>文化振興係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化財係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国宝化推進係</td> </tr> </tbody> </table>	課	係	教育総務課	総務係	管理係	学校教育課	庶務係 指導係	生涯学習スポーツ課	社会教育係	青少年育成係	スポーツ推進係	文化課	文化振興係		文化財係		国宝化推進係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育総務課</td> <td>総務係</td> </tr> <tr> <td>管理係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>庶務係 指導係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生涯学習スポーツ課</td> <td>社会教育係</td> </tr> <tr> <td>青少年育成係</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進係</td> </tr> <tr> <td>国体推進課</td> <td>国体推進係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文化課</td> <td>文化振興係</td> </tr> <tr> <td>文化財係</td> </tr> <tr> <td>国宝化推進係</td> </tr> </tbody> </table>	課	係	教育総務課	総務係	管理係	学校教育課	庶務係 指導係	生涯学習スポーツ課	社会教育係	青少年育成係	スポーツ推進係	国体推進課	国体推進係	文化課	文化振興係	文化財係	国宝化推進係
課	係																																		
教育総務課	総務係																																		
	管理係																																		
学校教育課	庶務係 指導係																																		
生涯学習スポーツ課	社会教育係																																		
	青少年育成係																																		
	スポーツ推進係																																		
文化課	文化振興係																																		
	文化財係																																		
	国宝化推進係																																		
課	係																																		
教育総務課	総務係																																		
	管理係																																		
学校教育課	庶務係 指導係																																		
生涯学習スポーツ課	社会教育係																																		
	青少年育成係																																		
	スポーツ推進係																																		
国体推進課	国体推進係																																		
文化課	文化振興係																																		
	文化財係																																		
	国宝化推進係																																		
<p>別表第1(第5条関係)</p>	<p>別表第1(第5条関係)</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>係</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課等	係	事務分掌				<table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>係</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国体推進課</td> <td>国体推進係</td> <td>(1) 国民体育大会の推進に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、国民体育大会に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	課等	係	事務分掌	国体推進課	国体推進係	(1) 国民体育大会の推進に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、国民体育大会に関する事務																						
課等	係	事務分掌																																	
課等	係	事務分掌																																	
国体推進課	国体推進係	(1) 国民体育大会の推進に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、国民体育大会に関する事務																																	

議案第 29 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫